

住民監査請求書
岩手県職員措置請求&外部監査人による監査の請求

岩手県監査委員殿

1. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める

地方自治法第252条と、岩手県「外部監査契約に基づく監査に関する条例」第3条第5項に基づき、別途地方自治法242条第1項に基づき、本件請求人が請求する住民監査請求を外部監査人によって監査することを求める。

2. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

本件請求人は、今年3月26日に、岩手県知事に対して、がれき広域処理に関して0企業(=「応用地質(株)」甲第1号証)に委託した災害がれきの推計量の計測に疑義があり、違法もしくは不当な公金の支出に対し、地方自治法第242条の第1項に基づき住民監査を行い、当該支出行為を差し止め、もしくは当該契約金の返還を求めることと、実態の推計量に基づき、がれき広域化量を算定することを求める請求を、岩手県監査委員に提出した。

ところが岩手県監査委員は、本件監査請求は、「違法性、不当性について、その理由あるいは事実を個別的、具体的に適示しているものとは認められない。」とし、また、本件業務に関する経費は、『平成23年東北地方太平洋地震及び津波』の被災市町村が負担するものであるから、岩手県に損害や損失が発生するものとは認められない」との理由で、本件を却下する旨を4月17日付で通知してきた。

しかしながら、この通知に示された理由は、妥当性を持たないばかりか違法な却下の疑いが濃厚である。以下具体的に示すと、

1) 監査委員は、住民監査請求で示した内容を読み取ることなく、個別的・具体的に摘示していないと片づけているが、事実は記載内容に示した通り、記載をしている。これは、監査委員として求められる公明正大な役割を欠落させた対応と言える。

2) 自治体に損害を与えるものでないから住民監査請求にあたらぬというのが、もう一つの「却下」の理由である。

しかし、これも監査委員は、今回の災害がれきの処理にあたって、その処理費や調査費は、国からの補助金が被災市町村に支払われ、その負担で賄われるという建前論を示すにとどまっている。適法でなく、合理性を持たない時に、補助金は支給されず、支給されたものも返還しなければならないのは、補助金等適正化法による定めにある。その場合は、岩手県に損失をもたらすことは覆い隠せない。

また、住民監査請求によって検討対象にしなければならないのは、自治体の財務会計上の契約や支出行為他多岐に渡り、契約行為が契約に定められた通りに行われているかを点検することは、監査委員として必要不可欠な選任行為である。

3) さらに百歩譲って、今回のように監査委員が、監査請求が個別的・具体的に請求していないと判断した時でも、監査委員として補正命令を出せばよかった訳で、そのことをせずに「却下」と通知することは違法である、というのが法曹上の通念である。

そこで請求人は、監査委員から「却下」されたが、次の最高裁判例に基づき、再度の監査請求を行い、同時に外部監査人による監査を請求するものである。

「監査委員が適法な住民監査請求により監査の機会を与えられたにもかかわらず、これを却下し監査を行わなかったため、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正する機会を失くした場合には、当該請求をした住民に再度の住民監査請求を認めることにより、監査委員に重ねて監査の機会を与えるのが、住民監査請求の制度の目的に適合すると考えられる。」(最高裁平成10・12・18)

なお、以上のような理由により、今回の違法な却下通知を寄越した岩手県監査委員ではなく、外部監査委員に監査を求めるものである。

3. 請求の趣旨

岩手県知事に対して、がれき広域処理に関して0企業(=「応用地質(株)」甲第1号証)に委託した災害がれきの推計量の計測に疑義があり、違法もしくは不当な公金の支出に対し、地方自治法第242条の第1項に基づき住民監査を行い、当該支出行為を差し止め、もしくは当該契約金の返還を求めることと、実態の推計量に基づき、がれき広域化量を算定することを求める。

4. 請求の理由

1) 事実経過

① 岩手県は、県内被災市町村から事務委託を受けた災害廃棄物を、県内及び広域処理するに当たり、「応用地質(株)」(甲第1号証)と「岩手県災害等廃棄物処理事業に係わる施行監理業務」委託契約(甲第2号証)を結び、災害がれき推計量の計測を業務委託してきた。

「応用地質(株)」は、この契約に基づき、岩手県の2012年度(平成24年度)の災害がれきの推計量の測定を行っている。(ただし岩手県が県内市町村から委託を受け、広域処理を検討した市町村分)

② 一方岩手県は、「応用地質(株)」による測量データに基づき、がれきの広域化必要量を環境省に報告し、環境省はそれを発表してきたが、その発表データは、発表のたびに削減・下方修正されるという経過があった。環境省の発表は、3度に及ぶ。

i) リサイクル対策部が「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」(2012年年5月21日)(甲第3号証)で発表した広域化必要量(ないし予定量)

ii) 環境省発表の「工程表」(2012年8月7日)(甲第4号証)

iii) 環境省発表の「工程表」(2013年1月25日)改訂版(甲第5号証)

また、iii)の前に岩手県は、埼玉県については独自に発表している。

これらはすべて「応用地質(株)」が測定したものであり、「応用地質(株)」は、自らが測定したデータを、次の発表の時には書き換えるということを繰り返している。

2) 再三にわたって削減された岩手県の広域化必要量

①最初の方修正

環境省のがれきの見直し(2012年5月21日)以降も、岩手県の広域化必要量は、再三にわたって下方修正されて来た。

環境省の担当部署であるリサイクル対策部が「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」(H24年5月21日)(甲第3号証)で発表した広域化必要量(ないし予定量)は、約2か月後に発表された「工程表」(2012年8月7日)(甲第4号証)では、大きく下方修正された。

特徴的には次のとおりである。

- ・宮古地区 ⇒ 大阪市 : 180,000トンから36,000トン
- ・山田町+大槌町 ⇒ 静岡県 : 77,000トンから23,500トン
- ・岩手県県北 ⇒ 埼玉県 : 50,000トンから11,300トン
- ・野田村+久慈市+宮古地区 ⇒ 秋田県 : 135,000トンから18,900トン

各自治体とも、2か月で3分の1から7分の1に減っている。計画そのもの見直しに入らなければならない減り方である。

②埼玉県への岩手県野田村からの広域がれき量は10分の1に減って終息した。

埼玉県HP(甲第6号証)によると、岩手県北部の木くずが昨年9月6日から持ち込まれ、11,300トン进行处理する予定が、次のように発表されている。

「平成24年9月6日から平成25年度までの2年を予定していましたが、岩手県野田村周辺の木くず量が当初見込みよりも大幅に減ったため、上記期間(平成24年9月6日から平成24年12月25日)で受け入れを終了しました。」

そして、この間の受け入れ量は、試験焼却分を除き1,065トンという発表であった。つまり、契約時に予定していた量の約10分の1になったというのである。

環境省が昨年5月に発表した5万トンから言うと、約50分の1に減ったということである。

③岩手県(山田町・大槌町)から静岡県への広域化も終息することが発表された。

今年1月22日に静岡新聞が、岩手県から静岡県に持ち込まれる予定のがれきも、予定の木屑が減り、平成24年度で終息することを報道した。この点を1月24日岩手県に確かめると、事実として認めた。岩手県の発表でも、23,500トンから3,500トンと、広域化必要量が約7分の1に減っている。当初の77,000トンから言うと、約20分の1に減っている。

3) 測定データの誤りは、誤差の範囲を超えている。

岩手県のがれきの広域化に関連する市町村のがれき量は、①～③で見たように、測定のため

びに軒並み大幅に削減・下方修正されている。

ここで発表されている「広域化必要量」は、「がれき量」と「県内で処理可能ながれき量」との以下の引き算で求められる。

「広域化必要量」＝「がれき量」－「県内で処理可能ながれき量」

「県内で処理可能ながれき量」は、岩手県の「災害廃棄物処理詳細計画」（改訂版・2012年5月）によれば、1日1,190トンであり、年間処理量は、330日をかけて約40万トンになる。この値は一定値であるため、広域化量は、結局「がれき量」によって決まる値となる。

「広域化必要量」が、測定のたびに大きく下方修正されるのは、測定した「がれき量」が大きく削減されているからである。

そして、この「がれき量」を測定しているのは「応用地質（株）」である。「応用地質（株）」は、各市町村から運び込まれて積み上げられた「仮置き場」の量を測定して、全体量を推計して出している。

従って、がれきの広域化必要量が、①～③で見たように大きく変動するのは、「応用地質（株）」の測定が正確でなかったからである。

どのような測定でも、測定値の誤差はあり、許される測定誤差はあるが、せいぜい1～2割が限度であり、今回の場合、前回測定値の1/10や1/7という酷さであり、これを測定誤差と片づけることはできない。間違った報告データと言うことができる。

4) 測定を間違った理由のおかしさ

今回のがれきの測定値で、特徴的な変化を示した埼玉県の場合、埼玉県のホームページ(甲第5号証)では、測定値が10分の1になった岩手県から聞いた理由として、次のように発表されている。

i) 調査では実測した体積に比重を乗じて重量を算定するが、柱材・角材100%として集められたがれきの山が実態と乖離していた。

(推計0.55トン/m³が実態は0.25～0.30トン/m³)

ii) 柱材・角材100%として集められたがれきの山には、「木くずの碎片が多い状態」あるいは「土砂分が多く混合した状態」のものがああり、組成100%の柱材・角材になっておらず実態と乖離していた。

iii) 混合廃棄物中の柱材・角材混入率の推計値が実態と乖離していた。

(推計10% → 実態2.5%)

これらの理由は、測定の専門事業者が語った理由としては、初歩的な有り得ない理由が述べられている。

要するに、仮置き場に堆積されているがれきは、容積で測定し、比重をかけて重量の計算をするが、i)では、比重の計算値が間違っていたというのである。ii)では、土砂が多く付いていて推計値を間違った iii)では、混合廃棄物の中の柱材や角材の混入割合を10%と読んでいたが、事態は2.5%しかなかったと言っている。

「応用地質（株）」は、会社の事業案内(甲第1号証)で見ても、事業登録の項に計量や測定の事業登録をしている会社である。専門の事業者がこのような間違いをしたというのは、数学の教師に、たし算や引き算の計算方法を聞いて「分かりません」と答えるぐらいに酷い答えである。

自分たちが前回測定した測定データが、もう一度図ると10分の1しかなかったと言ったことは、本来ならあり得ない。どのような理由で、10分の1になったことを釈明したとしても、理屈の通った説明は不可能と言える。

この時点で、県は本来なら、このような誤りが発生した根本的な理由を調べ、その再発防止とデータの見直し、再調査を行うべきであった。

いずれにせよ「応用地質（株）」が測量を大きく誤ったことは事実であり、実態と大きくかい離した測量データを発表したことは隠せない。

契約書によれば、「応用地質（株）」は、契約に基づき、がれき量を測定し、県内及び広域化計画を作った時には、その「成果物」を岩手県に提出し、県は検査を行い委託業務の完了を確認し、直ちに成果物の引き渡しを受けることになっている。

また、その後「応用地質（株）」からの委託料の請求を受けて、請求書の受理後30日以内に委託料を支払うことになっている。

委託料を、このような間違った測定データの提供者に、契約通りの契約金を支払う道理はない。

5. 請求のまとめ

岩手県は測定の専門メーカーである「応用地質（株）」に、がれきの推定量の測定を依頼しているが、その発表された測定値は、わずか半年の間に20分の1から50分の1に減り、2か月半の間に7分の1から10分の1に減っている。

当初から正確な測定が行われていたならば、埼玉県、静岡県へのがれきの広域化は必要ないと判断されたはずである。また、受け入れ自治体での無駄な受け入れ計画も必要なかった。それによる損害は莫大な金額になる。

いずれにせよ、がれきの測定数値を、このように大幅に間違ったが故の税金の無駄遣いは、見過ごすことができない。この原因を作ったのが「応用地質（株）」による測定データだとすれば、「応用地質（株）」との契約の成果物である「測定データ」は、契約金を支払うに値する「成果物」とはいえない。

委託契約書（甲第2号証）第14条（瑕疵担保）の第1項には、「成果品に瑕疵がある時には、甲は乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、または補修に代え、もしくは補修と共に損害の賠償を請求することができる。」とある。

岩手県は「応用地質（株）」への契約金の支払いを止めるか、すでに支払いを行っていた時には、支払いの返還を求めるべきである。

また岩手県は、この「応用地質（株）」から発表された「がれきの処理量」（＝処理しなければならないがれき量）のデータを基に、「県内で処理できるがれき量」を考え、大阪府、富山県、秋田県などに広域化処理する「広域化必要量」を計算して政策遂行しているが、この「広域化必要量」の見直しを行うことを求める。

すでに秋田県・秋田市に対しては、今年4月16日付で広域化必要量の見直しを行い、秋田市等への運び込みは中止した。他についても即急に対応すべきである。

以上、岩手県がこのまま「応用地質（株）」との契約に基づき支払いを行い、もしくは支払いを行ったことをそのまま放置すれば、委託契約書（甲第2号証）の第2項「引き渡しを受けた日から1年以内にこれ（請求）を行わなければならない」の規定からいって、漫然と放置することはできない。

このまま放置すれば、地方自治体が遵守しなければならない地方自治法に背く事になる。すなわち、地方自治法第2条第13項の「最小の経費で最大の効率を得なければならない」と、同条第15項の「法令に違反して事務を行ってはならない」に違反する恐れがある。そこで地方自治法242条に基づき、住民監査請求を行い、書証を添え、上述した請求を行うものである。

書証一欄

甲第1号証：「応用地質（株）」の会社概要（同社HPより）

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtTGdpX2llZHBTcUE/edit?usp=drive_web

甲第2号証：「岩手県災害等廃棄物処理事業に係わる施行監理業務」委託契約

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtV9ZRFNtOE5CS00/edit?usp=drive_web

甲第3号証：「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」環境省リサイクル対策部（H24年5月21日）

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtQnc2a3JTaU0zaDA/edit?usp=drive_web

甲第4号証：災害廃棄物処理「工程表」環境省（2012年8月7日）

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtZlhwa1RZbURwMnM/edit?usp=drive_web

甲第5号証：災害廃棄物処理「工程表」環境省（2013年1月25日）

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtUENtX3RwakZONTA/edit?usp=drive_web

甲第6号証：埼玉県HP「岩手県野田村からのがれき終了」（2012年12月26日掲載更新）

https://docs.google.com/file/d/0B_dm-jV6JQEtY01ZdWhFejRFeXM/edit?usp=drive_web

岩手県監査委員殿

1. 請求の趣旨

岩手県知事に対し、違法な不当な公金の支出に対し、地方自治法第 242 条の第 1 項に基づき住民監査を行い、当該支出を中止する等を求める。

請求者

住所	
職業	
氏名	印
住所	
職業	
氏名	印
住所	
職業	
氏名	印
住所	
職業	
氏名	印